

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町及び新居町（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第1条 甲は、甲の行政区域内に災害（災害救助法施行令第1条に規定する災害）が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

（1）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して、甲の行政区域内の家屋を調査すること。

（2）甲が発行したり災（被災）証明について、住民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲を構成する各市町は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲を構成する各市町又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を9通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年 3月 26日

（甲） 磐田市国府台3番地1

磐田市市長 鈴木 望



掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市長 戸塚 進也



袋井市新屋一丁目1番地の1

袋井市長 原田 英之



湖西市吉美3268番地

湖西市市長 三上 元



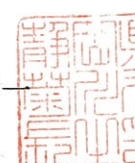
御前崎市池新田5585番地

御前崎市市長 石原 茂雄



菊川市堀之内61番地

菊川市長 太田 順一



周智郡森町森2101番地の1

森町長 村松 藤雄



浜名郡新居町浜名501番地の1

新居町長 中嶋 正夫



（乙） 静岡市駿河区曲金六丁目16番10号

静岡県土地家屋調査士会  
会長 木村 保成

